一 条例、規約等ノ周知ヲ要スルモノハ隣保互ニ知照セシムルコ

メシムルコト

١

○資本主ト労働者、地主ト小作人トノ関係ニ留意シ相互ノ自覚ヲ促

シ共済諧和ノ実ヲ挙ケシムルコト

的地位ヲ自覚シ相互ノ本務ヲ明ニシテ相諧和シ共済ノ美風ヲ発

資本主ト労働者、地主ト小作人トヲシテ各自ノ社会的及経済

揮セシムルコト

上、各種ノ幸福増進ノ施設ヲナスコト 工場主、雇主ハ其ノ職工徒弟ニ対シ教養上、衛 生 上、 生 活

細民ノ職業教育ノ普及ヲ図ルコト

凶作又ハ不慮ノ災難ニ遭遇シタル場合ノ救護法ヲ攻究シテ之

ガ実行ヲ期スルコト

様勧奨スルコト 各種農業団体及商工業団体ヲシテ社会的事業ヲ実施セシムル

一 地主ヲシテ小作人ニ対シ産業資金ノ融通、家畜ノ貸与等ヲナ

一 地主会ノ設置ヲ促カシ小作人保護及奨励ノ途ヲ講セシムルコ

サシムルコト

ኑ

市町村ハ部落民ノ土地ヲ有セサル者ニ公有土地ヲ低料ニ貸付無利息貸金又ハ低利年賦貸金ノ機関ヲ設置スルコト

クル途ヲ講スルコト

産業組合其ノ他ノ団体ニ於テ資金融通等ノ方法ニ依リ土地所有一 土地ヲ所有セサル農業者ニ対シ小作人保護基金ヲ蓄積シ又ハ

ノ機会ヲ得シムルコト

ヲ調査シ、時々市町村民ニ之ヲ知ラシムルコト市町村、産業組合等ハ常ニ其ノ町村内耕地所有権移動ノ状況

一 工場懇話会ヲ開催スルコト

模範職工、模範小作人ノ表彰ヲナスコト

共同娯楽場ノ設置、慰安会、慰安日其ノ他ノ施設ニヨリテ労

働者慰安ノ途ヲ講スルコト

1 講演、講話、印刷物ノ配布等ニ依リ保険思想ノ普及ヲ図ル保険ヲ奨励シ左ノ事項ニ努力スルコト

コト

3 職工ニ対シテハエ揚主ニ於テ戊2 簡易保険ノ加入ヲ奨励スルコト

3 職工ニ対シテハ工場主ニ於テ成ルベク全部加入ノ方法ヲ講

各種団体ヲシテ基本財産ヲ積立テ之カ増殖ニ努メシムルコトスルコト

638

中流階級者ノ互助会、消費組合等ノ施設ヲ勧奨スルコト 諸官公署、 会社等ノ同僚間ニ於テ各自醵出金ヲ基本トセ

ル共

済互助会ヲ設クルコト

訓令第五要綱

ムルコト

勤倹力行ノ美風ヲ作興シ生産ノ資金ヲ増殖シテ生活ノ安定ヲ期セシ

○勤倹ノ美風ヲ昌ニシ産業ノ振興ヲ図リ富力ノ増進ヲ期スルコト

一般ニ戊申詔書ノ御趣旨ヲ徹底セシムル様一層ノ工夫努力ヲ

究ヲナサシムルコト

各種実業学校及実業補習学校ニ於テ地方ニ適切ナル産業ノ研

ナスコト

講演会、 講話会、印刷物ノ配布其ノ他ノ方法ニヨリ、 普ク勤

倹力行ヲ激励スルコト

産業組合ノ改善普及ヲ図ランガ為メ左ノ方法ヲ講スルコ 特別ノ事情ナキ限リ各町村ニ亘リ産業組合ノ設置ヲ促ス

1

3 2 規約貯金等ノ方法ニヨリ産業組合資金ノ増殖ヲ図ラシムル 産業組合ノ設置範囲 ハ一町村一組合ヲ理想トスルコ

コト

4 地主ト小作人トヨリ成ル産業組合ヲ設ケシムルコト

5 商工業ニ於テハ同業組合ニ産業組合ヲ併置シ、資金ノ充実

販路ノ拡張ニ努ムルコト

小資本金融機関ノ改善発達ヲ図ルコ

商工業ニ於テハ同業組合ヲシテ試験研究所 一般ニ同業組合ノ普及発達ヲ図ルコト

ノ設立及特殊技術

養成ノ方法ヲ講セシムルコト

同種ノ小工業ハ成ルベク合同ヲ図リ其ノ基礎ヲ鞏固ニスル

ኑ

農業倉庫ノ普及ヲ図ルコト

県奨励ノ準則ニ依ル農事実行組合ヲ設置セシムルコト

農産物及副業品ノ売買交換ヲ円滑ナラシメンカ為メ左ノ如キ

2 1 販路調査並ニ仲介ヲ為スコト

施設ヲ奨励スルコト

主要産物ノ時価ヲ周知セシムル方法ヲ講スルコト

各種市場ノ設置及改善ヲ図ルコト

3

耕地整理、 開墾、 干拓等ニ依リ地積ノ拡大ヲ図リ尚ホ宅地空

地ノ利用ヲモ図ラシムルコト

639

コ

目前ノ利益ノミニ着眼シテ農業ヨリ職工ニ転業スル弊風ヲ矯

ルコト

当局奨励ノ主旨ヲ体シ、 米、 麦其ノ他主要農作物ノ収量ノ増

加品質ノ改善ヲ図ラシムルコト

蚕業奨励ノ主旨ニ基キ桑園ノ改良ヲ図ルコト 一般ニ各町村ヲシテ産業技術員ヲ置カシムルコト

セシムルコト 林業思想ノ普及ヲ図リ森林ノ経営及林産物ノ改良増加ニ努力

実行ヲ期スルコト

農家ニ於テハ金肥ノ節約、

自給肥料ノ増加ヲ計リ害虫駆除ノ

共有林野ノ整理統一ヲ図ルコト

漁撈ノ方法、漁獲物ノ処理並ニ水産製造品ノ改善ヲ図ルコト 森林保護組合ノ設置ヲ奨励スルコト

漁業組合ノ改善普及ヲ図リ共同販売、 共同購入、共同貯金等

ヲ奨励スルコト

リ之カ試売ヲ兼ネ視察ヲ行フコト 商業ニ於テハ特ニ支那、 南洋、 満蒙方面等ノ販路ノ拡張ヲ計

副業ニ関スル講習会、講話会等ヲ開催シ、之カ普及奨励ヲナ 工業品粗製濫造ノ弊ヲ矯メ、販路ノ拡張ヲ図ルコト

スコト

実業精励者ヲ適当ニ表彰スルコト 資本家又ハ地主ニ限ラス小農、 小作農、小商工業者等総テノ

コト

青年団、学校職員生徒、官公吏、 各学校ニ在リテハ家庭ト連絡シ勤倹力行ノ訓練ニ努ムルコト 銀行会社、 在郷軍人分会、

申合ハセ左ノ実行ヲ期スルコト

婦人会、処女会、各種組合等ニ於テハ勤倹貯蓄ニ関シ共同的

1 学校貯金「職員貯金、学童貯金又ハ生徒貯金」

2

3 銀行会社員貯金 官公吏貯金

4

同業組合員貯金

5 在郷軍人分会員貯金

7 6 婦人会員貯金 青年団員貯金

9 公益貯金 8

職工店員及一般労働者貯金

講演会、講話会、 報徳会ノ活動ヲ促スコト 活動写真等ニヨリテ勤倹貯蓄ノ激励ヲナス

カ で お か ま か ま か ま か ま か ま か ま ま ま ま ま ま ま ま	分 で お を お に に に に に に に に に に に に に	分ヲ貯蓄セおる。	お定スルコ	設定スルコト	1	7 银宁、会土、工昜、	6 漁民貯金細民ノ日料	ŀ	5 規約貯金ノ一方法トシテ収穫貯金、	4 信用組合ノ設立振開	ルコト	3 適当ノ区域ヲ画シ勘	遂行ニ努ムルコト	2 郡、市町村ニ於テン	ルコト	1 勤倹貯蓄ニ関スルタ	一 左ノ如キ方法ニ依リ貯蓄ヲ奨励スルコト
1 夫司反乞ヲ廷助ノ主ノ一邪ヲ宁睿コノコレコト		ニ対シテハ工場主ニ於テ全部ニ貯蓄ヲナス様勧奨スル	督励スルコト	人等ヲ常用スル店主、傭主ハ給料、賞与金等ノ幾		雇主等ニ於テハ適切ナル貯蓄奨励法ヲ	ノ日掛貯金ヲ奨励スルコト		トシテ収穫貯金、初穂貯金ヲ奨励スルコ	信用組合ノ設立振興ニ努メ貯蓄機関ニ利用スルコト		適当ノ区域ヲ画シ勤倹貯蓄組合又ハ規約組合ヲ設置セシム		町村ニ於テハ組織的ニ共同貯蓄奨励案ヲ設定シ之カ		勤倹貯蓄ニ関スル各種規約標準並ニ奨励事項ヲ印刷配布ス	町蓄ヲ奨励スルコト
報知スル方法ヲ講スルコト	一 寺院ノ鐘ヲ利用シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ、確実ナル時刻ヲ	一 時間ノ観念ヲ確実ニシ其ノ励行ヲ厳守セシムルコト	一 地方ニ於ケル旧来慣行ノ休日ヲ整理スルコト	一 規律生活ノ習慣ヲ養成スルコト	一 学校ニ於ケル体育ノ効果ヲ発揮シ、心身ノ鍛練ヲ期スルコト	一 業務ニ関スル智識技能ノ修養練磨ヲ努メシムルコト	○総テノ活動ニ於テ能率ノ増進ヲ図ルコト	18 無尽講ノ改善ヲ図ルコト	17 信用組合ニ預ケシムル様勧奨スルコト	便利ニスルコト	16 多衆集合セル工場等ニハ郵便、銀行等ノ出張ヲ求メ貯蓄ヲ	15 貯蓄金利用効果ノ事例ヲ示スコト	ŀ	14 毎年一回以上貯蓄ノ成績ヲ発表シテ一般ノ参考ニ資スルコ	13 貯蓄セル金品ヲ妄リニ引出スノ弊ヲ防クコト	12 冠婚葬祭ノ経費ノ幾分ヲ貯蓄セシムルコト	シムルコト

ኑ

重
箪
ヲ
示
ス
ŀ

左記方法ヲ以テ衛生思想ノ普及ヲ図リ体位ノ向上ヲ期スルコ 般ニ繁文縟礼ノ弊ヲ一掃スルコト

1 衛生組合ヲ設置シ其ノ活動ヲ促スコト 防疫及保健衛生ノ向上ヲ図ル為メ展覧会、講演会等ヲ開ク

2

コト

3

小学校ノ運動器械ノ設備ヲ改善シ、運動場ヲ開放シ、 運動

ヲ奨励スルコト

5 4 演武場、 適当ナル位置ニ水泳場ヲ設ケ、公園地、遊覧地ニハ運動場 角力場等ヲ設置シ殊ニ青年ニ運動ヲ勧奨スルコト

ヲ設置シ、運動器械、体量器等ノ設備ヲナスコト

動ノ方法ヲ研究シテ之カ実行ヲ促シ、快活ノ気象ヲ育成スル 一般ニ心身ノ鍛練ニ適切ナル共同遊戯ヲ奨励シ、又冬期運

6

コト

7 シ、青年風紀衛生ノ改善ニ努ムルコト 補習学校、青年団等ニ於テハ殊ニ壮丁検査ノ結果 ア利用

般ニ早起ヲ奨励シ、勤労ヲ尚ブノ気風ヲ振作シ作業ヲ敏活

ナラシムルコト

コト

成績優良ナル工場及能率優秀ナル職工ヲ表彰スルコト

○風紀ノ改善ヲ図リ質実雄健ノ気風ヲ養フコ

各種ノ団躰ニ於テ適切ナル矯風規約ヲ設ケ、

風俗習慣ヲ詮議

シ、其ノ弊ヲ矯メ美ヲ奨ムルコト 冠婚葬祭、送迎、贈答等ニ関シテハ共同ノ申合規約ヲ設ケ之

カ改善ヲ期スルコト

社交上ノ宴会ハ簡約ヲ旨トシ、 杯ノ献酬ハ之ヲ廃スルコト

葬儀仏事ニハ酒ヲ廃シ、尚ホ一般ニ節酒ヲ励行スルコト

公園、 倶楽部等ノ経営ニ注意シ公衆娯楽ニ関スル施設ヲナス

コト

相撲、撃剣、柔道、登山、水泳、遠足等ヲ奨励シ尚武ノ気風 諸種ノ演芸ヲ利用シテ風紀ノ改善ニ資スルコ

ヲ養成スルコト

○各人ノ生活ヲシテ合理的ナラシムルニ努ムルコト 各自ヲシテ自己ノ分限ヲ自覚シ生活ノ基調ヲ定メシムルコト

主婦ヲシテ家事経済、食糧経済ノ改善ニ努メシムルコト 社会生活ニ於ケル道徳ノ基準ヲ定メ、之ヲ厳守スルコト

642

経済的能率増進ヲ計ランカ為メ工場器械ノ改善ニ努メシムル

21	4	//	934 34)	1) (Ed.	DE III	-4											
一 毎朝祖先ノ霊位ヲ参拝スルコト	実行要目	成スルコト	立国ノ大義ヲ闡明シ国体ノ精華ヲ発揚シテ健全ナル国家観念ヲ養	訓令第一要綱	大網村民力涵養実行要目	三 橘樹郡大綱村民力涵養実行要目		(「民力涵養要綱」飯田助丸氏蔵)	一 家族制度ノ美風ヲ発揚シ一家団欒ノ生活ヲ為サシムルコト	一 隠居生活ノ弊風ヲ避ケ無為徒食ヲナサシメサルコト	一 廃物利用ノ方法ヲ研究奨励スルコト	一 凡テ無用ナルコト及愚ニモツカザル事ヲ廃スルコト	リ冗費節約ノ途ヲ講スルコト	一 冠婚葬祭其ノ他社交上ノ費用ハ儀式礼節ノ本意ヲ失ハサル限	一 我国ノ食糧問題ノ実相ヲ了解シ、節米ヲ励行スルコト	ヲ奨励スルコト	一 安価食料調理法、簡易染色、洗濯等ノ方法ヲ普及シ簡易生活	一 女子教育、社会教育ニ於テ私家経済ノ智識ヲ普及スルコト
実行要目	相互諧和シテ彼此共済ノ実ヲ挙ケ軽進妄作ノ憾ナカラシムルコト	訓令第四要綱	一 補習教育ヲ奨励スルコト	一 優良ナル書籍雑誌ヲ購読シテ日新ノ智識ヲ修ムルコト	実行要目	世界ノ大勢ニ順応シテ鋭意日新ノ修養ヲ積マシムルコト	訓令第三要綱	一 言責ヲ重ンジ実践躬行ノ美風ヲ涵養スルコト	一 納税義務ヲ怠リ又ハ納期ヲ誤ラザルコト	一 部落的感情ヲ去リ公共ノ福利ヲ図ルコト	実行要目	牲ノ精神ヲ旺盛ナラシムルコト	立憲ノ思想ヲ明鬯ニシテ自治ノ観念ヲ陶冶シテ公共心ヲ涵養シ犠	訓令第二要綱	一 三大節及ビ其ノ他ノ祝祭日ニハ各戸国旗ヲ掲揚スルコト	一 社寺ノ構外ヲ通行ノ際ハ叩頭シテ敬意ヲ表スルコト	員、青年団員参拝スルコト	一 村社ノ祭式及村主催ノ追悼会ニハ小学校児童、在郷軍人会

隣保相助ケ組内ノ改善発達ヲ図ルコト

勤倹力行ノ美風ヲ作興シ生産ノ資金ヲ増殖シテ生活ノ安定ヲ期

大正九年三月

渉ルベキ場所等ニ陳列スル等ノ事ナキヤウ注意スルコト 大綱村長 飯田助夫

(「地方改良民力涵養関係書類」(大正九年) 飯田助丸氏蔵)

릋 神奈川県地方改良民力涵養講習会

協 議 頣

民力涵養実行要目励行方案

説 明

実行要目ハ其事項各方面ニ亘リ加フルニ各地方其状況ヲ異ニスル

キモ大体ニ共通スベキ方案ヲ得ントスルニアリ

ガ故ニ一様ナル方案ニヨリテ之レカ励行ヲ期スルコト能ハザルベ

実行要目ハ其事項諸方面ニ亘リ加フルニ各地方其状況ヲ異ニスルガ

故ニー様ナル方案ニヨリテ之レガ励行ヲ期スルコト能ハズト雖モ各

ニ対シテハ郡市町村ニ於ケル是等事務担当者ト協力シテ適当ニ指導 郡市役所町村役場ニ主任者ヲ置キ学事、勧業等ニ直接関係アル要目

督励スルヲ良策ナリトスベキモ大様左ノ方案ニ依リテ励行ヲ期スル

ヲ可ナリト認ム

各地方ニ適当ナル実行機関ヲ設クルコト

644

訓令第五要綱 シムルコト 実行要目 農産増収ヲ図ルコト

貯金ノ励行ヲ期スルコ

混食米ヲ奨励スルコト

奢侈ヲ戒メ質実ヲ旨トスルコト

冠婚葬祭ニ際シ冗費ヲ節シ地方改良費ニ寄付スルコト

時間ヲ励行スルコト

民力涵養実行要目追加 道路ヲ愛護スルコト

訓令第一要綱

実行要目中左記追加

近来新聞雑誌其ノ他ノ出版物ニ御啓又ハ大祭祝日等ニ際シテ御 高貴ノ御肖像ニ対シテハ之レカ取扱ヲ鄭重ニスルコ

供シ又ハ之レカ出版物ヲ露店等ニ於テ頒布発売シ其ノ他不敬ニ 肖像ヲ掲載セラル、コト尠カラス之等新聞紙等ヲ以テ包装用ニ

二 実行機関トシテハ戸主会、実行組合会等ヲ特設シ或ハ各地方既 設ノ戸主会、地方改良会、在郷軍人分会、青年団、婦人会等ノ諸 六

団体ヲ利用スルコト 前項各種団体ノ代表者ヲ以テ組合長トナシ郡市町村ニ於テ組合

五 四 小学校補習学校生徒、処女会員等ニ対シテモ講話其他ノ方法ニ 実行機関ニ於テハ実行規約申合規約等ヲ定ムルコト

長会ヲ開クコト

ヨリテ趣旨ノ徹底ヲ計リ励行ヲ期セシムルコト

成ルベク各地方ニ於テ実行指導員ヲ置クコト

実行機関ニアリテハ台帳ヲ備付ケ其実施事項、

実施成績其他必

要ナル事項ヲ記入整理スルコト

七

(「地方改良民力涵養関係書類」(大正九年) 飯田助丸氏蔵)

一一 神奈川県下郡市町村等主催民力涵養講演会

成績

中	高座	鎌倉	三浦	都筑	橘樹	久良岐	横須賀	横浜		
(1)	11元(公)	五.	宝(三)	==	_	丸(1)	0	Ξ	郡市	開会
知(1)	(04) 原料	至0(五)	超(五)	间(11)	11(1)	(1)	0	0	町村	度数
(图)	0	수 (포)	10年(公	元(七)	ㅊ(1)	(나)체	=	0	其他	
四九(七)	三金(三六)	图1(10)	地(川)	至(一个)	111(11)	恒(10)	==	111	計	
五、六八九(四、000)	105、九00(六0、七五0)	i≮i10	川(0川夏(1川/元川0)	四、年10	17100	1、東河0(年00)	0	九、三00	郡市	参加
九、九二〇(五〇〇)	一九0、000(九七、三00)	二、二五八(三、九五〇)	二二、九四五(六、二三八)	八二宝(七四10)	二、六10(1、四00)	(004)	0	0	町村	人員
11、五大二(三、0五0)	0	一五、八八五(四、一五〇)	111、1110(年、11年)	四、六10(二、三五0)	172(0(<00)	17100(17100)	1,400	0	其他	
にも、しゃし、 も、田田〇)	ニ九二、九00(一五八、0五0)	元、七六三(八、100)	四八、一九九(二四、二八三)	一七、三四五(九、六六〇)	五、二九〇(二、二〇〇)	(00回、11) 014,11	1,1100	九、三00	計	

五二六、三八七(二七三、二四三)	九五、三二七(三九、〇七五)	二六五、四〇四(一三九、九九八)	一至、至六(九四、一七〇)	一、元六(元三)	五二(至七)	麺0(二八)	(411)	計	
二、六五三(五、九五〇)	三00(五、六五0)	九1五(三00)	一、四三八	元(方	一(五)	^ =	t	津久井	,
三五、六五〇(四、七五〇)	四、九二〇(一、三五〇)	二、九八〇(三、四〇〇)	二十、七年()	吾(11(=)	*(き)	型	愛甲	
せ、0四大(1、八00)	河、1萬0(1萬、000)	1000 1447年	三宝	四(五)	1图(平)	긎		足柄下	
图4、0图0(图7、第00)	17、400(12,000)	15、七八0(1八、五00)	五、五六0(1六、000)	111個(图<)	(图)	要(一つ)	圆(1公)	足柄上	

(一)一九一九年四月から二四年三月までの五か年間の数字をまとめて再構成した。

(三) 原典資料の数字において若干の誤謬があるがこれは推計によって修正した。(二) 表中 () 内の数字は活動写真会の開催数とその参加人員を示している。

(神奈川県社会課「民力涵養運動ノ概況」神奈川県庁蔵)

第四節 第一次大戦と地方行政

|四| 郡市長会における県知事井上孝哉の訓示

〔大正九年十月十九日於郡市長会〕

ニ県下ノ現況ニ照シ特ニ余ノ意ノアルトコロヲ陳ヘテ諸君ノ協力ヲノ主旨ヲ貫徹スルコト能ハサルモノ等ニ付之ヲ諸君ニ伝達スルト共スルモノ又ハ直接其ノ管掌ニ属セスト雖諸君ノ協力ニ俟タサレハ其ノ存スル所ヲ伝ヘラレタルニ依リ夫等事項ノ中直接諸君ノ管掌ニ属本日兹ニ諸君ノ会同ヲ煩シタルハ地方官会議ニ於テ中央政府ノ主旨

敬神

スルニ外ナラス今左ニ諸君ノ協力ニ俟ツへキ事項ノ梗概ヲ舒ヘムニ此ノ重大ナル機局ニ処シ国家百年ノ計ヲ愆ラサラムコトヲ期セムト

求メムカ為ナリ

華、

習ヲ奨励シ或ハ県社以下社司社掌俸給及旅費規程ヲ設ケテ神職 遇改善ニ努メツツアル等諸君ノ諒知セラルルトコロ 厳ヲ維持シ崇敬心ノ向上ヲ計リ或ハ神職会経費ヲ補助シテ神職ノ講 意志ヲ表現シタルモノト謂ハサルヘカラス本県ニ於テハ夙ニ由緒ア ク之カ工事ヲ実施セムトスルカ如キ何レモ国家カ神祗ヲ崇敬スル ヲ樹テ給ヒタル倭姫命ヲ神宮ノ別宮トシテ奉祀スルノ計画ヲ樹テ近 国幣社宮司ヲ勅任官ノ待遇ニ府県社以下神社ノ神職ヲ奏任官ノ待遇 頗 神祇崇敬ノ淳俗ヲ振作シ国民道徳ノ基本ヲ涵養スル ル神社ニシテ維持困難ナルモノニ対シ神社経費ヲ補助シテ神社ノ崇 ノ神饌幣帛料ヲ増額シ其ノ経費ヲ裕ニシ神職ノ向上ヲ期セムカ為官 進ムルノ途ヲ開キ且其ノ給与ヲ厚ウスル所アリ又神宮鎮座ノ洪基 ムカ為神宮並官幣社供進金、 (ル重大ノ関係ヲ有ス政府カ神社ノ崇厳ヲ維持シ祭祀ノ典ヲ鄭重 神職カ神明ニ奉仕スルト共ニ進ンデ神威神徳ヲ宣揚シ 国幣社例祭幣帛料及府県社以下神社 ナリ ハ思想ノ善導上 体 ジノ待 精

> 得ルト ス念フニ憲政有終ノ美ヲ済スニ於テ法制ノ整備ト其ノ運用宜シキヲ キ蓋シ立憲思想ノ未タ洽ク国民ノ間ニ徹底セサルニ由ラスムハアラ テ行ハレタル衆議院議員ノ総選挙ニ観ルモ尚此 数尠カラサルヲ見ルハ憲政ノ為深ク之ヲ遺憾トス近ク本年五月ヲ以 各種議員ノ選挙ニ際シテ多額ノ運動費ヲ要シ棄権者犯罪者尚其 ハ固ヨリ必要ノコトタリト雖而モ之カ基ヲ為スモノハ実ニ立 ノ感ヲ免レサル

選挙権ノ拡張其ノ他必要ナル改正ヲ為サムトシ目下著々之カ調査ヲ ニ向ツテ力ヲ致スヲ要ス政府ハ時運ノ趨勢ニ鑑ミ自治制ニ対シ近ク 憲思想ノ普及発達ニ在リ選挙界ノ弊竇ヲ匡救スル先ツ以テ此ノ根本

情ニ応シテ適切ノ手段ヲ竭シ以テ立憲思想自治精神ノ普及発達ニ努 進メラルル趣ナルモ真ニ自治ノ完璧ヲ期スルニハ亦実ニ自治精神ノ シト雖左記事項ノ如キ蓋シ一方法タルヘキヲ信ス各位能ク地方ノ実 発達ニ待タサルヘカラス之カ対策ニ至リテハ固ヨリ多種多様ナルへ

メラレムコトヲ望ム

玉

1

A

(-) 養成ニ努ムルコ 公民教育ヲ盛ニシ憲政 並自治ニ対スル趣味ヲ涵養シ責任観念

(_)

自治講習会等ノ施設

ニ依リ地方中心人物

ノ養成ヲ図ルコ

ヲ以テ益々此ノ機運ヲ促進スルニ努メラレムコトヲ望ム

立憲思想ノ涵養ト自治

ごノ精神

ツテ活動ヲ為ス者漸ク多キヲ加ヘムトスルハ寔ニ欣フヘキ傾向ナル

ハ亦応ニ其ノ力ヲ致スヘキ重要ノ責務タルヘシ近時此ノ方面ニ向

立国ノ本義ヲ闡明シ以テ国民道徳ノ維持国民思想ノ善導ニ勉

(三) 自治展覧会ヲ開設スルコ

(四) 青年団体ノ自主自立ヲ促シ役員ノ選挙及事務事業ノ遂行ヲ自

4

ルコ

治的ナラシムルコト

(<u>Fi</u>) 或ハ自治政ニ関スル事項ヲ説明シ立憲思想ニ関スル自覚ヲ得シ 戸主会、自治会等ノ会合其ノ他人民集会ノ機会アル毎ニ選挙

(六) 自治ノ進歩発達ニ関係アル公私団躰ノ活動ヲ盛ナラシムルコ

(H) 都市ニ在リテハ都市行政研究会ヲ組織シ之ヲ活動セシムルコ

社会政策ノ実行

近時社会ノ状態ハ其ノ対策益々急施ヲ要スルモノアリ各行政庁ニ於

テ夫々社会的施設ノ整備ニ努メツツアリ本県ニ於テハ夙ニ此ノ点ニ

ラシメ爾来各般ノ社会問題ニ亘リ既設事業ノ徹底ニ努力スルハ勿論 失業保護、救貧施設、生活改善、 留意シ昨年八月新ニ社会課ヲ置キ社会的施設ニ関スル行政ノ衝ニ当 民力涵養、 部落改善、 児童保護其

アリ各位ハ宜シク日新 ノ他農村漁村工場等ニ於ケル社会問題解決ニ関スル計画ヲ進メツツ ノ時勢ニ鑑ミ各地ノ事情ニ適応スルトコロ

キ点尠カラス結核、

花柳病其ノ他ノ慢性伝染病及寄生虫病等ノ如キ

社会政策ノ実行ニ努力セラレムコトヲ望ム

文化ノ進展ニ伴フ交通機関ノ整備ハ治水ノ施設ト相俟ツテ本県施設 道路ノ完成

> 道ノ改良計画ヲ決定シ猶進ンテ他ノ路線ノ改良計画ヲ樹立セムトス 効用ヲ増進スルノ急務ナルヲ認メ先以テ第一号国道及第三十一号国 成ト之カ路政ノ革新興張ニ努メ更ニ進ンテ道路ノ実質ヲ改善シ其

然リト雖之カ実行ニ臨ミテハ直接間接ニ地方ノ助力援成ニ俟ツ所大

相倚り相待ツテ其ノ効用ヲ増進スルノ甚緊切ナルヲ以テ各位ニ於テ ナルノミナラス之ヲ連絡スヘキ郡道以下ノ支線道路ノ実質ヲ改善シ |財政ノ許ス限リ相当改良計画ヲ樹立スルコトニ努メ猶之カ維持修

国民体位ノ改善

繕ニ就テハ深甚ノ注意ヲ払ハレムコトヲ望ム

モ

分向上ノ傾向ナキニ非サレトモ徴兵検査ノ成績等ニ徴スルニ尚決シ 我カ国民ノ体位及一般衛生状態ヲ観ルニ学校生徒ノ身長及体重ハ幾

防ニ就テハ近時漸ク其ノ成績見ルヘキモノアリト雖尚改善ヲ要スヘ 幼児及青年ノ死亡率ニ至リテハ却テ著シク増加ヲ示セリ伝染病ノ予 テ楽観ヲ許ササルノミナラス一般死亡率ノ如キ特ニ減退ノ傾向ナク

ラホーム」予防法等ヲ制定シ医師法ヲ改正セラレ今回亦新ニ栄養研 亦国民ノ健康ヲ毒シ延イテ其ノ活動ヲ阻害スルコト蓋シ甚大ナルモ ノアリ如上ノ実勢ニ鑑ミ政府ハ曩ニ結核予防法、 精神病院法及「ト

648

ノ一大項目タリ故ニ這般道路法ノ施行ニ臨ミ県ハ道路網ノ積極的編

様一層留意アラムコトヲ望ム

産業部ノ設置

京府外二府四県ニ新ニ産業部ヲ置キ従来内務部ニ属シタル農工商、本年九月勅令第三百八十九号ヲ以テ地方官官制ニ改正ヲ加ヘラレ東

サルヘカラス即チ国民体位ノ改善ハ刻下最モ力ヲ用ウヘキ要綱タラ善ニ努力シツツアリ念フニ国力ノ充実ハ国民ノ旺盛ナル気魄ニ待タ開催シ児童衛生ニ関スル思想ノ普及ヲ図ラムトスル等国民体位ノ改究所ヲ設ケテ国民栄養ノ改善ヲ期シ又内務省自ラ児童衛生展覧会ヲ

一 教員ノ修養ト待遇ノ向上

スムハアラス各位ハ特ニ此ノ点ニ関シ留意セラレムコトヲ望ム

先般ノ俸給令改正ニ依リ其ノ地位ヲ確保セラルルニ至リシハ洵ニ喜次改善ノ実ヲ挙ケ以テ他府県ニ比シ敢テ遜色ヲ見サルノ域ニ達シ尚

教員ノ待遇ニ関シテハ数年来特ニ各位ヲ煩ハシ時局ノ変移ニ伴ヒ漸

ニ堪エサルトコロナリ

教員ノ人格ト実力トハ教育作用ノ根本ニシテ其ノ如何ハ次代ノ国民

揚シテ以テ鞏固ナル信念ノ下ニ此ノ精神的事業ノ遂行ヲ期セシムル尚冀ハ一層教員ヲシテ其ノ修養研究ニ意ヲ用ヰシメ各其ノ長所ヲ発リ近時県下教育界ノ面目漸ク改マリ大ニ活気ヲ呈スルニ至レリト雖ニ至大ノ影響ヲ及ホシ延イテ民族将来ノ隆替ニモ関スルトコロ大ナニ至大ノ影響ヲ及ホシ延イテ民族将来ノ隆替ニモ関スルトコロ大ナ

年能ク此ノ意ヲ体シ所管各般ノ産業ニ対シカヲ致サレムコトヲ望ム制改正ノ趣旨ニ則リ爾今一層之カ改善発達ヲ期セムトス各位ニ於テノ中ニ入レリ惟フニ産業ノ事タル国運進展上重要ナルハ勿論ナリトノ中ニ入レリ惟フニ産業ノ事タル国運進展上重要ナルハ勿論ナリトノ中ニ入レリ惟フニ産業ノ事項ハ之ヲ同部ノ所管トセラレ本県亦其本能ク此ノ意ヲ体シ所管各般ノ産業ニ対シカヲ致サレムコトヲ望ム

一国勢調査

拘ハラス国勢調査申告書ノ蒐集ヲ完了シ得タルハ邦家ノ為誠ニ欣喜査員諸君ノ奮励トニ依リ会々調査時期ニ際シ暴風雨ノ被害アリシニ多年ノ懸案タリシ国勢調査モ各位ノ多大ナル努力ト町村長並国勢調

シテハ諸事遺漏ナキ様特ニ注意ヲ加ヘ此ノ調査ヲシテ有終ノ美ヲ収大ノ努力モ水泡ニ化スルノ虞アルヘキヲ以テ申告書ノ検査整理ニ関不明等ノモノアラムカ其ノ結果ハ延イテ調査全般ノ成績ヲ傷ツケ多ニ堪エサルナリ然レトモ其ノ蒐集シタル申告書ニシテ誤謬又ハ不備

メシメラレムコトヲ望ム

一事務処理

ラレタク又町村役場ニ於ケル財務其ノ他ノ事務処理ニ関スル規程ノノ点ニ考慮ヲ致シ簡捷ヲ旨トシ繁文褥礼ノ弊ヲ矯ムルコトニ留意セアルヲ遺憾トシ曩ニ各位ノ注意ヲ求メタルコトアルモ今後尚一層此事務処理ニ就テハ官庁ノ便宜ヲ偏重シテ民衆ノ便宜ヲ軽視スルノ弊

依リ能ク其ノ精神ヲ体得シテ実施当初ニ於テ特ニ懇切ナル注意指導 改正ニ就テハ各位ノ意見ヲ参酌シ近ク改正規程ノ発布ヲ見ルヘキニ

タ加 へ事務ノ敏活整善ヲ期セラレムコトヲ望ム 徴税ノ整善

リ其ノ改善ニ就テハ常ニ留意セラレ其ノ成績漸次良好ノ傾向ヲ示ス 徴税成績ノ良否ハ諸般ノ施設経営上至大ノ関係ヲ有シ是カ整善ヲ図 ルハ重要ナル事務ニ属ス滞納矯弊ニ関シテハ従来屢々演達スル所ア

ト雖未タ滞納ノ弊風ヲ一掃スルコトヲ得サルハ洵ニ遺憾トスル所ナ

来シ徴税上一層ノ留意ヲ要スヘキニ依リ宜シク納税組合ノ活動、 リ物価騰貴及諸般ノ施設経営ノ発展ニ伴ヒ近年著シク負担ノ増加ヲ スル必要事項ヲ講演スル等各地適応ノ方法ニ依リ納税観念ヲ鼓吹シ 主会、青年会其ノ他ノ公私団体ニ於ケル講話会等ヲ利用シ納税ニ関

滞納矯弊ノ実ヲ挙ケラレムコトヲ望ム

国民思想ノ善道

立国ノ根基、 ニシテ今ヤ世界ヲ挙ケテ疑惑ト煩悶トノ裡ニ呻吟シツツアリ我カ国 人心ノ動揺不安ハ大戦後ニ於ケル欧米各国共通ノ最モ顕著ナル事象 ハ戦争ノ影響ニ於テ欧州諸国ト大ニ其 般 ノ間ニ於テ未タ我カ国民思想ノ根柢ニ動揺ヲ感スルコトナシト 国民ノ性情亦甚シク其ノ趣ヲ異ニスルヲ以テ我カ国民 (ノ事情ヲ異ニスルノミナラス

> 頗 雖尚此ノ世界的傾向ハ我カ国ニ反響シ近時思想問題ニ関スル論議 徳ノ如キハ外相形式ニ於テ時代ニ順応変化セルモ其ノ真髄ニ至リテ 摘スルニ於テ傾聴ニ足ルモノナシトセサルモ而モ古来ノ我カ国民道 念フニ古キモノ必スシモ背理ニ非ス新シキモノ亦必スシモ真理ニ非 ハ百千年ノ洗錬ヲ経テ万古不易ノ真理ヲ蔵スルモノタルヘシ ス近来諸種ノ新説ヲ唱フル者ノ中時勢ノ趨向ヲ論シ社会ノ弊害ヲ指 ル旺盛ヲ極メ雑然トシ其ノ帰結スルトコロヲ知ラサルカ如 ハ

スル所ヲ失ヘルニ在リ夫レ人ニ確乎タル操守アレハ事ニ臨ミテ惑 ス取捨其ノ宜シキヲ制スルコトヲ得ルモ操守ナクムハ薫蕕ヲ別ツニ

近代文明ノ弊ハ物質主義ニ偏倚シテ精神方面ヲ閑却シ人々其ノ操守

場合アリト雖是レ実ニ已ムヲ得サルノ変則ニシテ素、思想ニ対シテ 或ハ一時急激ナル秩序ノ紊乱ヲ防ク為相当ノ手段ヲ執ルノ止ムナキ 解決ヲ得ヘキモノニシテ権力ヲ以テ之ヲ阻止シ得ヘキモノニ在ラス 物質文明ニ苦メル現代ノ不安ハ乃チ精神的救済ニ依リテ始メテ真ノ 理解ニ努ムルト同時ニ内自ラ常ニ確乎タル操守ヲ養ハサルヘカラス 由ナク昏迷惑乱シテ空シク不安ノ裡ニ終ラムノミ故ニ新思想ノ研

ハ思想ヲ以テ対セシメ切瑳琢磨之ヲシテ克ク我カ国体ノ精華ニ醇化 健全ナル輿論ヲ作與シ世界不安ノ裡ニ処シテ其ノ嚮フヘキ針路ヲ シムルヲ以テ常道トスヘシ庶幾ハ各位卑見ノ存スル所ニ省察ヲ加

セ

慚愧ニ堪エサル所ナリ

誤ラス我カ国家社会ヲシテ堅実ニシテ幸福ナル発達ヲ遂ケシムル トニ十分ノ努力ヲ致サレムコトヲ望 コ

アルヘキヲ以テ諸君ハ自治当局者ト力ヲ協セ邦家ノ為此ノ戦後重大 以上ノ外尚諸君ノ注意ヲ請ヒタキ事項ニ付テハ別ニ指示スルト /機局ニ適応スルノ途ヲ講セラレムコトヲ切望ス コロ

(「処務方針」(大正九年) 飯田助丸氏蔵)

足柄下郡町村長会における郡長演達

大正七年十一月一日町村長会議演達

(<u>~</u>)

局者各位ノ努力ヲ煩ハスコト多キニ拘ハラス未タ郡町村ノ治績ヲ発 本官乏シキヲ本部長ニ承ケテ以来已ニ七年ノ星霜ヲ閲シ常ニ町村当

揚スルコト能ハサルハ本官ノ不徳未タ尽サ、ルノ致ス所ニシテ深ク 留意企画セラレムコトヲ望ム 普及徹底ハ行政上最モ必要ノ要諦ナルヲ信ス町村ハ中央政府ノ発ス

整理改善ノ実ヲ挙ケ其ノ成績ヲ発揚セムコトヲ期スルヲ要ス然ルニ 相通シ首尾相応シ各其ノ権域ニ依リ町村内ノ事宜ニ鑑ミ情勢ニ拠リ ル法令又ハ県郡ヲ経テ承クル所ノ中央政府ノ方針ヲ体シ県郡ト意思

町村ノ実状ヲ視察スルニ多クハ町村住民ニ法令並ニ中央政府ノ方針 普及徹底セサルノミナラス町村当局者吏員ヲシテ尚且此等ノ法令方

績観ルヘキモノ尠カラス之ニ反スル町村ニ在リテハ部下吏員亦職務

期ス進テ町村自治ノ成績ニ徴スルニ町村長若クハ助役ニシテ恪勤励 今夫レ郡治ニ関シテハ自ラ警メ自ラ勉メ最善ノ努力ヲ尽サムコトヲ

精熱心事務ヲ視部下吏員ヲ監督指導セラル、町村ニ在リテハ其ノ成

テ町村自治ノ成績発揚ヲ期セムトス

於是テ本官ハ町村当局者各位ニ希望スル所ヲ列挙シ相倚リ相扶ケ以 ニ忠実ヲ欠キ事務ニ勉励ナラサルノ傾向アリ洵ニ遺憾トスル所ナリ

町村長助役各位ハ他ニ一定ノ職業ヲ有シ又複雑ナル世事ヲ控ユ 多ク其ノ繁忙蓋シ同情ニ堪エサルモノアルモ尚ホ町村ノ公事ヲ負担

ル向

スル以上ハ町村長助役気脈相通シ連繋相保チ毎日必ス役場ニ出勤シ

範ヲ示サレムコトヲ望ム 事務ヲ指揮シ吏員ヲ指導シ役場内ヲ監督シ延テ身ヲ以テ部下吏員ニ

町村事務ノ挙否ハ吏員ノ執務上必須ノ諸法令例規等ニ通暁スルニ在

ノ挙ハ最モ町村役場事務整理上事宜ニ適シタル施設ナルヲ信ス幸ニ 研究ヲ為サシメムカ為メ一定ノ日時ヲ定メ研究会又ハ講習会ヲ開 リ故ニ一町村役場限リ若クハ数町村役場吏員連合シテ法令例規等ノ

大正 昭和初期

徹底ヲ欠クノ結果ニ職由セスムハアラス本年一月二十六日町村長会 針ヲ熟読翫味セサル向アリ畢竟町村自治ノ成績ノ振ハサルハ此普及 ノ際演達セシ諸法令通牒等徹底方ニ関スル事項ヲ参照シ一段ノ徹底

方ニ留意セラレムコトヲ望ム

町村当局者ハ講演講習会其他ノ施設ニ依リ町村住民ヲシテ健全ナル

ト公共心ヲ涵養スルノ必要更ニ切ナルモノアルヲ感ス深ク留意セラ 国以来ノ国体ヲ体得シ義勇奉公ノ念ヲ厚クシ又町村住民トシテ共同 時欧州戦乱参加ノ各国民カ発揮セル行動ニ鑑ミ我国民ハ須ク我国建 国民ト善良ナル公民タルノ素質ヲ得セシメムコトヲ努メラルヘシ現

村長助役ニ於テ恪勤其ノ事務ヲ視サルノ結果ナラムノミ之レカ為メ 定期報告臨時回答ノ類遅延スルコト今尚従前ノ如キモノ多シ畢竟町 レムコトヲ望

郡ハ県ニ対シ県ハ中央各省ニ対シ事務渋滞ノ誹リヲ免ル、能ハサル 一至ル洵ニ遺憾ノ極トス須ク事務ヲ監督シ以テ如此弊害ノ根絶セラ

レムコトヲ望

別紙摘要ノ通リ国費県費ニ属スル官吏吏員ニハ一定ノ臨時手当ヲ支(注) 時局ノ関係ヨリ諸物価騰貴シ国民中生活ニ困難ヲ感スル向少シトセ ス殊ニ俸給ニ衣食住ノ資ヲ求ムル者一層窮迫ノ極ニ達セリ是ヲ以テ

給セラレ本郡亦郡費所属ノ吏員ニ一定ノ臨時手当ヲ支給セルハ各位

校職員其ノ他ニ必要ノ増俸若クハ手当ヲ支給シ各自ヲシテ安シテ其

ノ諒知セラル、所ナリ須ク町村当局者ハ経済ヲ塩梅シテ町村吏員学

各大臣及本県知事訓示事項ハ別冊印刷物ニ就キ熟読深思シ之カ実績 ノ職務ニ尽瘁スル様措置セラレムコトヲ望ム

ヲ挙ケラレムコトヲ望ム 进 別冊とも欠る

(二)

演達事項

内務大臣訓令並知事訓示ニ関スル件

テ五大要綱ヲ挙ケ以テ其ノ庶幾スル所ヲ府県知事ニ訓令セラレ不 内務大臣ハ本年三月一日ヲ以テ戦後民力涵養ノ方面ヨリ著眼

肖亦本県知事ノ訓令ニ依リ本年四月十一日ヲ以テ町村長諸君ニ訓

又ハ自治振興ノ方面等ヨリ諸種ノ訓示ヲ与エラレタリ其ノ訓令訓 令セリ今又客月廿七日郡市長会ニ於テ本県知事ハ五大要綱ニ関シ

正ニ是刻下緊急ノ要諦タルヲ感スヘシ本件ハ如此重要ナル関係ヲ 示ハ不肖ノ説明敷衍ヲ須ヰス諸君ニ於テ熟読玩味セラルヽトキ

有スルヲ以テ大正七年一月廿六日町村長会ノ際不肖 ラシ要

領ニ依リ特ニ神職僧侶学校職員ト相倚リ相輔ケ以テ部内

般

652

及徹底ニ努メラレムコトヲ望ム	子女ノ補習教育夜学等ヲ新設シ又ハ拡張シ各其ノ身分職業ニ応シ
一 今夫レ試ニ内務大臣訓令要綱ニ関スル実行要目ヲ列記セハ蓋シ	日新ノ新智識ヲ修養シ世界ノ大勢ニ___」ムルコト
左記事項ノ中ニ就キ撰択実行スルヲ可トセムカ	2 前項[]民ニ於テ殊ニ科学ノ研究心ヲ促進[]造ノオ
	ヲ養成スルコト
第一項ニ関スル件	
1 町村内ノ部落或ハ区限リニ於テ雨中若ハ夜間其ノ他ノ休日ヲ利	第四項ニ関スル件
用シ講演又ハ講習会ヲ開キ部内住民ニ立国ノ大本国体ノ精華ヲ理	1 資本主ト労働者、地主ト小作人トノ関係ニ留意シ諧和共済ノ実
解体得セシムルコト	ヲ挙クルニ努ムルコト
2 前項ノ理解体得ヨリ来ル国民的精神ヲ助長養成スルコト	2 自重自制ノ精神ヲ養成スルコト
3 欧米各国ニ行ハル、新思想ニ対シ自主的撰択ノ見地ニ立チ我国	3 隣保相助ノ習慣ヲ維持助長スルコト
民思想ニ消化融合セシムルコト	
	第五項ニ関スル件
第二項ニ関スル件	1 風儀ノ改善ヲ策シ勤倹ノ美風ヲ旺ニスルニ努ムルコト
町村住民殊ニ在郷軍人分会員青年会員ニ公民教育ノ方法ヲ設ケ	2 部落又ハ区若ハ組合ヲ設ケ町村役場之ヲ監督シ特志者之カ司宰
立憲政治自治政治ノ要義ヲ会得セシメ以テ町村自治ノ振興ニ資ス	者トナリ規約又ハ共同若ハ据置ニテ郵便局又ハ銀行ニ預ケ入レシ
ルコト	メ又ハ産業組合ヲ組織セシメ貯金ニ共同販売ニ共同購買ノ法ニ依
	リ一家一町村ノ生活ノ利便ヲ興シ生産ノ資金ヲ増殖スルニ努メ小
第三項ニ関スル件	産ハ中産ニ中産ハ大産ニ累進ノ方法ヲ講スルコト
1 小学教育上町村ニ不就学ノ徒ナカラシムルニ努ムルハ勿論青年	3 前項ノ方法ニ依リ進テ一家一町村ノ産業ヲ振興シ町村富力ヲ増

進

セシムルニ努ムルコ

1 実行要項 ナル事項ヲ撰定シ普及徹底セシメラレムコトヲ望ム 職業ノ種類ニ依リ可成朝昼晩ノ一食ニ麵麭、

内務大臣訓令実行要目トシテハ固ヨリ此ニ止マラサル□□ヲ信スル

ヲ	レ	モ
É	2	昰
昼	計	工
見	野	#
shr.	4	7
TEX.	4	*1
34	2	昭
int.	7	200
Late.	+	7
[頁	左	+
起	塩	2
35	梅	最
カ	セ	モ
ス	ラ	其
ル	ル	1
ヲ自覚シ愈々益々憤起努力スルノ気運ヲ促	$\hat{}$	行
戾	ク	۲
運	要	
ラ	ハ	П
促	HT	Ħ
	林	7
- 11	A:	3
	臣	=
	4	TFAI
<u> </u>	· .	أنظ
仕	~	亦
]在ルノミ	ブ	72
/	取	V
3	後	=
	レハ諸君ハ之ヲ工夫塩梅セラルヘク要ハ町村住民ヲシテ戦後ノ大勢	モ最モ其ノ覩易キモノ最モ其ノ行ヒ□□□ノミヲ例示セシニ過キサ
	大	キ
	勢	サ

今般内地米節約ノ目的ヲ以テ代用食奨励ノ儀ニ付客月廿五日付 代用食奨励ニ関スル件

県告論第一号ヲ以テ県下一般ニ論告セラル右ハ本邦人口並消費量

格四千三百二十八万余円大正七年ニ於テハ外米ノミニテ四百八十 ナリ最近三ケ年平均輸入量三百四十二万余石〔台、鮮ヲ含ム〕 ハスシテ累年多量ノ外米ヲ輸入シ其ノ不足ヲ補塡シツ、アル状態 ノ逐年激増ノ結果内地米ノミヲ以テシテハ到底其ノ需用ヲ充ス能

七万余石ニ達シ国帑ノ流出正ニ八千九百七十五万余円ヲ超ヱムト スルノ状況ナリ如此ハ啻ニ国家経済上多大ノ損失ナルノミナラス

米食ノ単用ハ個人経済及衛生上ニ於テモ不利ナルモノ少ナカラサ

米ノ消費ヲ節約シ以テ我国食糧問題解決ノ一端タラシメムトセラ ル、趣旨ニ有之ニ付テハ左記事項斟酌ノ上部内ノ事情ニ応シ適切 ルカ故ニ此際普ク郡民ノ自制心ニ訴へ代用食ヲ奨励シ米殊ニ内地

> 米ニ麦、粟、 黍、 稗、 大豆、 小豆、 蜿豆、 菜豆、 南瓜、 大根、

里芋等ヲ混用スルコト

2

等ヲ用ユルコト

馬鈴薯、 甘薯等ヲ単用シ或 ハ飯 ニ混シテ用ヰ 'n コ

3

4 |度ヲ低クシテ食スルコト

1 実行□□ 町村役場吏員学校職員在郷軍人分会員青年会員婦人会其ノ他ノ

2 団体並多人数ヲ使用スル会社工場等ニ対シ該趣旨ノ実行ニ努メシ ムルコト

慣ヲ得セシムルコト 学校長ハ其ノ児童生徒ニ対シ特ニ該趣旨ヲ徹底セシメ善良ノ習

便宜上横浜市ニ於ケル主食改良会ノ如キモノヲ設ケ実行ノ中心

機関トスルモー案ナルヘシ

3

(「町村長会関係書類」(大正一—八年) 箱根町役場蔵)

654

饂飩、

素麵、

蕎麦